

○総務省訓令第●号

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条の規定に基づき、平成 23 年●月●日から同年●月●日まで委託放送業務の認定申請を受け付ける移動受信用地上放送（207.5 メガヘルツから 222 メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。）に係る委託放送業務の認定に係る認定方針を次のとおり定める。

平成 23 年●月●日

総務大臣 片山 善博

平成 23 年●月●日から同年●月●日まで申請を受け付ける移動受信用地上放送
（207.5 メガヘルツから 222 メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。）
に係る委託放送業務の認定に係る認定方針

（総則）

第 1 条 平成 23 年●月●日から同年●月●日まで申請を受け付ける移動受信用地上放送（207.5 メガヘルツから 222 メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。以下同じ。）に係る委託放送業務の認定を行うに当たっては、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）、放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号。以下「施行規則」という。）、放送普及基本計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）、放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）及び放送法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 68 号。以下「審査基準」という。）の規定によるほか、この認定方針に定めるところによるものとする。

（認定する委託放送業務）

第 2 条 認定する委託放送業務は、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成 15 年総務省令第 26 号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第 3 章の 2 第 1 節に定めるセグメント連結伝送方式によるマルチメディア放送を委託して行わせる委託放送業務とする。

2 認定する委託放送業務に係る周波数については、13 セグメント形式の OFDM フレーム（デジタル放送の標準方式第 22 条の 5 第 1 項に規定する 13 セグメント形式の OFDM フレームをいう。以下同じ。）を 2 及び 1 セグメント形式の OFDM フレーム（同令第 11 条第 1 項に規定する 1 セグメント形式の OFDM フレームをいう。以下同じ。）を 7 とする。

3 委託放送業務の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の表の区分に従い、申請するものとする。

	セグメント領域	セグメント数	認定数
①	13 セグメント形式の OFDM フレーム	13	1
② 注 1	13 セグメント形式の OFDM フレーム	7、8、9 又は 10	1

③ 注1、注2	13セグメント形式のOFDMフレーム	1、2又は3	1以上 6以下
④	1セグメント形式のOFDMフレーム	1	7

注1 ②及び③に係る申請者は、基準セグメント数（施行規則第17条の7第2号に規定する基準セグメント数をいう。）を申請することを妨げない。

注2 13セグメントから、②に係る委託放送業務の認定を受ける者が使用するセグメント数を除いたセグメント数を上限とする。ただし、当該セグメント数は6を上限とする。

（認定の基準）

第3条 移動受信用地上放送に係る委託放送業務の認定については、審査基準第6条の規定によるほか、次の事項について審査することとする。

(1) 放送番組の検索又は選択に関する情報の送信

第2条第3項の表中①に係る申請者が、自己又は他の委託放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行うことを委託放送事項に明確に記載しており、かつ、当該情報の送信に当たって、次に掲げる事項に適合していること。

ア 当該情報の送信のため1セグメントを確保していること。

イ 全ての委託放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を送信することが可能であること。

ウ 全ての委託放送事業者との間において、放送番組の検索又は選択に関する情報の送信に関する情報を共有するための体制が整っていること。

エ 放送番組の検索又は選択に関する情報の集約や送信の方法及び当該情報の送信に係る料金が、特定の委託放送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(2) 認定の申請

申請者が、第2条第3項の表中①から③までに係る委託放送業務について、複数の認定の申請を行っていないこと。

（比較審査基準）

第4条 移動受信用地上放送に係る委託放送業務に関し、審査基準第6条及び前条の規定に適合する申請者に指定することのできる周波数が不足する場合には、特別の事情がある場合を除き、審査基準第7条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1) 事業計画の適正性及び確実性

次に掲げる事項その他事業計画の適正性及び確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。

ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性

イ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性並びに費用算出の適正性

ウ 放送番組の制作及び調達の確実性

(2) 放送番組の多様性

新たな放送番組の分野の確保、放送番組の特定分野への偏り等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(3) 放送の特性を生かしたサービスの推進

次に掲げる取組等、移動受信用地上放送の、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性並びに映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性を生かしたサービスの推進のためのより充実した取組を行うものであること。

ア 映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態の多様な組み合わせの確保のための取組やその組み合わせに係る創意工夫を生かした取組

イ 受信設備に応じた放送番組の画面構成や放送番組に係る附随サービス等に係る創意工夫を生かした取組

(4) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(5) 放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保

放送番組の制作及び調達に係る取引に関する指針の作成や当該取引を円滑に行うための取組等、放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保のためのより充実した取組を行うものであること。

(6) 国内受信者の利益の確保

国内受信者の意図に反した有料サービスへの誘導を防止するための措置等の具体的な計画を有していること、全ての委託放送事業者が共通して利用できるシステムの構築等の具体的な計画を有していること等、国内受信者の利益の確保のためのより充実した取組を行うものであること。

(7) 放送番組の検索又は選択に関する情報の送信

第2条第3項の表中②に係る申請者が、自己又は他の委託放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行うことを委託放送事項に明確に記載している場合に限り、当該情報の送信に当たって、次に掲げる事項に適合していること。

ア 全ての委託放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を送信することが可能であること。

イ 全ての委託放送事業者との間において、放送番組の検索又は選択に関する情報の送信に関する情報を共有するための体制が整っていること。

ウ 放送番組の検索又は選択に関する情報の集約や送信の方法及び当該情報の送信に係る料金が、特定の委託放送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(8) 受信設備の普及に関する事項

移動受信用地上放送を受信することのできる受信設備を全国において国民に普及させるための計画の内容がより充実していること。

2 前項に掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) 前項(2)及び(3)アの規定は、第2条第3項の表中④に係る委託放送業務の認定の申請に関し比較審査を行う場合には適用しないこととする。

(2) 前項(7)の規定は、第2条第3項の表中①、③及び④に係る委託放送業務の認定の申請に関し比較審査を行う場合には適用しないこととする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。